

藤沢市廃棄物処理手数料月極取扱要領

本取扱要領(以下、取扱要領という。)は、藤沢市廃棄物処理手数料月極要領(以下、要領という。)を運用するにあたっての判断基準である。

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第14条に定める廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の徴収方法のうち同条第3項に規定する、同条第1項及び第2項に規定する方法以外の方法として、「月極」について定めるものとする。

(月極の定義)

第2条 月極とは、北部環境事業所若しくは石名坂環境事業所又は当該両事業所(以下「焼却施設」という。)に搬入する事業者(以下「搬入者」という。)に対して、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第14条第3項を適用し、手数料を月毎にまとめ、それを翌月に市長が徴収若しくは搬入者が納付することをいい、またそれぞれを「月極徴収」若しくは「月極納付」という。

(月極の方法及び納期限等)

第3条 手数料は当該搬入月の翌月10日前後に送付する納入通知書により、月極納付の承諾を受けた者(以下「月極納付者」という。)が藤沢市指定金融機関等で納付するものとする。

2 納期限は当該月の翌月の末日とする。ただし、その日が次の各号にあたるときは、これらの日の翌日をもって納期限とみなす。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 納期限を20日過ぎても納付が確認できない場合は督促状を送付し、延滞に対する延滞金は藤沢市税外収入金に関する延滞金条例(昭和38年藤沢市条例第22号)の規定を適用する。

万が一、月極納付者が納入通知書を紛失した場合、任意の書式にて紛失報告と再発行依頼を兼ねた書類を提出させること。ただし、納期限との関係から、再発行した搬入通知書の発送は書類提出の前でも構わないこととする。

以下の月極納付者については、手数料納付後に藤沢市指定金融機関等が領収日付印欄に押印した納入通知書兼領収書をファクシミリにて、または写しを状況によって担当課に提出することを求め、納付確認を行う。

- ・ 手数料や延滞金を滞納している月極納付者
- ・ 手数料を納期限内に納付していない月極納付者
- ・ 担当課が早急に手数料納付を確認したい月極納付者
- ・ 過去に納期限後に手数料納付したことがある月極納付者

(月極承諾基準)

第 4 条 月極納付の承諾には搬入者が、基準である次の各号を全て満たさなければならない。ただし、公共性の高い事業等についてはこの限りではない。

ここでいう公共性の高い事業等とは 2009 年 3 月時点で月極納付をしている、藤沢市民病院、藤沢市地方卸売市場協会（2012 年 4 月より湘南青果(株)へ市場開設権譲渡）、辻堂浄化センター及び辻堂浄化センター（南部処理区ポンプ場）、(株)藤沢金中食品市場、(財)藤沢市社会福祉事業協会（2010 年 4 月より（財）藤沢市まちづくり協会へ事業譲渡）を指し、基本的に新規での受付は行わない。また、各課の搬入についても月極は行わないこととする。

- (1) 藤沢市の一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。
- (2) 前号の搬入者としての焼却施設への直近 12 ヶ月間の市の委託分を除いた搬入実績（搬入回数及び搬入量）が以下の基準を満たすこと。
搬入回数 1 週間につき 2 回以上
搬入量 1 ヶ月につき 10,000kg 以上

搬入回数及び搬入量は目安である。

搬入回数については、基準未満であっても良いが、最低でも月 1 回の搬入は必須。

搬入量については、12 ヶ月（1 年間）の平均搬入量が 10,000kg 以上であれば良い。

※搬入量は、許可業者としての搬入のみをカウントし、市各課、藤沢市民病院や各市場等から委託された搬入は含まないものとする。

(月極の申出)

第 5 条 月極納付を希望する者(以下「申出者」という。)があった場合は、申出者に市長への廃棄物処理手数料月極納付申出書(第 1 号様式)の提出及び必要書類の添付を求めるものとする。必要書類とは申出書に記載のものとする。

2 申出は、焼却施設のうち、申出者が主に搬入する施設で随時受付するものとする。

(月極承諾)

第 6 条 市長は、第 4 条の各号を全て満たし、また申出書の内容かつ月極納付が適当であると認めるときは、申出者に廃棄物処理手数料月極納付承諾書(第 2 号様式)及び月極計量カードを交付するものとする。

2 市長は、前項において不相当であると認めるときは、申出者に廃棄物処理手数料月極納付不承諾のお知らせ(第 3 号様式)を交付するものとする。

3 月極納付の開始日は原則として月の初めとする。

審査及び承諾は申出を受け付けた事業所が行い、審査結果については起案し、他方の事業所の合議をとる。月極開始には申出受付から概ね 1 ヶ月程度要するものとし、タイミングによっては約 2 ヶ月要する場合もある。

(月極の終了)

第 7 条 市長は、月極納付者から月極納付終了の申し出があった場合は、市と協議の上で月極納付承諾を終了し、現金納付開始日を定めるものとする。なお、承諾終了時には廃棄物処理手数料月極納付承諾書及び月極計量カードを返還させるものとする。

(月極承諾取消し)

第 8 条 市長は、月極納付者が次の号に該当する場合は、月極納付承諾を取り消すものとする。

(1) 納期限を過ぎても手数料納付が確認されないとき。

次の①～③に該当する場合は第 8 条(1)を適用しない。

①次のア～ウの全てに該当する場合

ア 納期限を過ぎての納入が年度内に 1 回以内の場合

イ 納期限から 30 日(30 日目が日曜日等の場合の扱いは第 3 条の 2 を準用)以内に納入した場合

ウ 延滞金が発生する際は市が指定した納期限までに納入をした場合

②金融機関の事由による場合

③その他市が認める場合

ただし、市が悪質と判断した場合には上記の①～③にかかわらず第 8 条(1)を適用する。

2 市長は、月極納付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、月極納付承諾を取り消すことができるものとする。

(1) 第 4 条の各号を 1 つでも満たさなくなったとき。

(2) 搬入施設の搬入基準を著しく違反したとき。

(3) 搬入施設が月極を不相当と認めたとき。

(4) 市の指示に従わなかったとき。

3 市長は、前 2 項に該当し、承諾の取消しを行った際は、当該搬入者に廃棄物処理手数料月極納付承諾書及び月極計量カードを返還させるとともに、取消し時までの手数料を速やかに徴収するものとする。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により承諾の取消しを行った際は、当該搬入者に廃棄物処理手数料月極納付承諾取消しのお知らせ(第 4 号様式)を交付するものとする。ただし、当該搬入者が第 4 条第 1 号を満たさなくなった場合はこの限りではない。

(再申出)

第 9 条 第 8 条により承諾の取消しをされた搬入者は、取消し日から起算して 1 年以内に月極納付の申出をすることはできない。

2 第 6 条第 2 項により月極納付が不相当と認められた搬入者は、廃棄物処理手数料月極納付不承諾のお知らせ(第 3 号様式)の日付から起算して、3 ヶ月以内に月極納付の申出をすることはできない。

事務分担

1, 手数料徴収事務は、北部環境事業所または石名坂環境事業所が行う。万一、滞納が発生した場合も同様とする。どちらの事業所が行うかは別に定める。

2, 月極計量カード発行事務は、北部環境事業所または石名坂環境事業所が行う。どちらの事業所が行うかは別に定める。

申出書の提出

2009年3月1日現在、既に月極を行っている一般廃棄物収集運搬業許可業者についても、廃棄物処理手数料月極納付申出書(第1号様式)を提出させるものとする。ただし、記入箇所は申出者欄のみで良いとする。2009年4月20日までに提出がない、または不備がある場合は、同年5月分の手数料から現金納付とする。

許可書及び承諾書、不承諾のお知らせについて

2009年3月31日より前に許可業者に対して交付された一般廃棄物処理手数料月極徴収許可書は無効とする。前述の「申出書の提出」で提出される申出書を審査し、内容かつ月極納付が適当であれば廃棄物処理手数料月極納付承諾書を交付し、適当でなければ廃棄物処理手数料月極納付不承諾のお知らせを交付する。

その他

2009年3月1日現在、既に月極を行っている事業者についても、要領及び取扱要領を適用するものとする。ただし、別紙に掲げる事業者については第4条第2号の基準についてのみ例外を認める。

公印について

各様式中の公印については、「(公印省略)」とする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年3月15日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月14日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。